

WEBで
手軽に!

お見積り・お申し込み・ご相談方法

郵送で
しっかり!

家計の見直しを保障から。

ひとの保障

こくみん共済

手頃な掛金で幅広いリスクに備える

WEB

での

- お申し込み
- お見積り
- 資料請求は



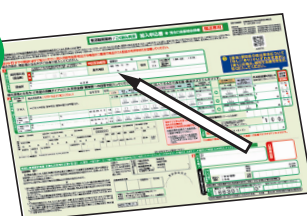
コチラから!

こくみん共済

検索

郵送

同封の
申込書
でお申し込み



いへの保障

住まいる共済

家計にやさしい安心の備え

WEB

での

- お申し込み
- お見積り
- 資料請求は



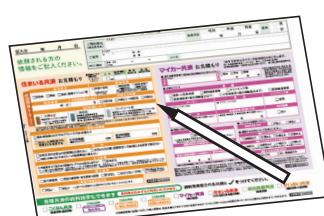
コチラから!

住まいる共済

検索

郵送

P.6の見積依頼書
でお見積り



くるまの補償

マイカー共済

掛金を抑えた手厚い補償

WEB

での

- お申し込み
- お見積り
- 資料請求は



コチラから!

マイカー共済

検索

こくみん共済

全国労働者共済生活協同組合連合会

coop



公式キャラクター
ビットくん



〈青森県版〉

こくみん共済 NEWS

7225V041

ひと・いえ・くるまの「もしも」に備える
保存版
備活
BIKATSU
応援BOOK

今日も、未来も、毎日。

ひとの保障

こくみん共済 P1へ

いへの保障

住まいる共済 P3へ

くるまの補償

マイカー共済 P4へ

将来・もしも・今の暮らしの豊かさ、全部にこだわる保障

こくみん共済

手堅い資産形成+保障
一時払い終身生命

終身生命共済

万一年に備え
ながら資産形成

詳しくはこちら!



例えば... 男性(満40歳) ●死亡共済金:500万円

※契約発行日2025年4月以降、災害・災害死亡特約付帯なしの場合

加入時 掛金額
(一時払)

3,624,250円

20年後 解約
返戻金

4,123,400円



支払った額よりも約49.9万円多く戻ってきます!

※解約返戻金の額は契約ごとに異なります。

詳細は二次元コードからWEBで、または冊子P.6の資料請求にチェック! 〈ご注意ください〉資料請求はWEB・郵送・お電話で、お申し込みは裏面記載の共済ショップでできます。※同封の加入申込書からはお申し込みできませんので、ご注意ください。

こくみん共済

将来の資産形成+保障
ねんきん

個人年金共済

安定した老後
生活への備え

詳しくはこちら!



例えば... 女性(満35歳) ●掛金(月払い):16,360円の場合

【家族年金・重度障害年金付帯型1口+基本型2口加入】
●加入年齢:女性/満35歳 ●年金受取期間:15年 ●年金開始年齢:満60歳 ●掛金払込期間:25年
●給付の型:定額型 ●契約年金額(口数):36万円(3口) ●掛金の払込方法:月払

25年間の
掛金払込総額

4,908,000円

返戻率*
約110.0%

受取累計額

5,400,000円



毎年36万円、月平均3万円の年金を15年間受け取れる!

※返戻率は契約ごとに異なります。

未来をつくる、今を守る
保障相談
キャンペーン

2026 6/1日▶7/31金

期間中に共済ショップにて
新規加入された方へ
地球にやさしい
セルロースふきん または
エコジパック 5枚BOX プレゼント!

いずれか
1つ

期間中に共済ショップにて
住まいる共済の
お見積りをされた方へ
防災セットプレゼント!

※掲載の画像はイメージです。在庫状況によっては、他のノベルティをお渡しする場合がございます。

お近くの共済ショップは裏面をチェック!

●こちらに記載の内容は共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は資料をご請求いただき「リーフレット」および「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり」を必ずご確認ください。

こくみん共済

北海道・東北統括本部

全国労働者共済生活協同組合連合会

たすけあいから生まれた保障の生協です

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆様の安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

■新しく組合員になれる方へ(出資金について)

「こくみん共済 coop」は消費生活協同組合法にもとづき、非常利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員になるには、1口(100円)の出資金が必要です(生活協同組合連合会のために10口(1,000円)以上の出資をお願いします)。



窓口で
相談したい方は



青森県の
共済ショップは
コチラ!

公式キャラクター
ビットくん
(青森県)

ぜひお近くの **共済ショップ** へ!
ささいなことでもお気軽にご相談ください。

対面で
わかりやすく!

人・家・車の保障、
資産形成がまとめて
相談・契約できます!



●共済ショップ 青森店

〒030-0802 青森市本町3-4-17

●共済ショップ 八戸店

〒031-0081 八戸市柏崎5-4-7

●共済ショップ 弘前店

〒036-8022 弘前市萱町16-1

●共済ショップ 五所川原店

〒037-0036 五所川原市中央4-100

●共済ショップ むつ店

〒035-0051 むつ市新町16-5

●共済ショップ 十和田店

〒034-0003 十和田市元町東1-8-15



お電話で
相談したい方は

専門オペレーターが保障の疑問・質問に丁寧にお応えします。 [受付時間] 9:00~18:00 (日・祝日・年末年始を除く)

※上記受付時間は変更となる場合がございます。 ※お問い合わせの際は下記の広告番号をお知らせいただき、おかけ間違いのないよう電話番号をもう一度ご確認ください。

こくみん共済

広告番号 720560

住まいる共済

広告番号 720660

マイカー共済

広告番号 720661

☎ 0120-220-220

☎ 0120-080-359



ご自宅から
相談したい方は

ご自宅からお気軽に
保障の相談ができます。

無料 オンライン相談

①パソコン・スマートフォンでOK ②カメラのON/OFF選択可能 ③都合のいい時間にご予約

※通信料はお客さま負担となります。

詳細や
ご予約は
コチラ



※このチラシに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「リーフレット」「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

配布に関するお問い合わせは
右記をお願いします。

株式会社アオバヤ

〒981-3201 宮城県仙台市泉区泉ヶ丘3丁目19-5

☎ 0120-311-502

[受付時間] 平日/9:00~18:00
(土・日・祝日および年末年始を除く)

7225V041 (26.05.985.890.FP)

たすけあいの輪をむすぶ

契約件数

490

万件

2025年5月時点

みんなの安心を支える保障

こくみん共済

個人定期生命共済・こども定期生命共済・熟年定期生命共済・傷害共済・個人賠償責任共済・終身生命共済・個人長期生命共済

準備金

生活応援

こくみん共済の魅力

簡単手続き

医師の診断は不要。
加入のお手続きも
簡単です。

手頃な掛金

たすけあいの保障
だから、確かな安心
を手頃な掛金で。

割り戻し金

決算で余剰が生じ
た場合、契約者に
割り戻し金として
お戻しします。

日帰り入院から死亡まで幅広く備える保障

総合保障タイプ

加入できる方

満18歳～満64歳の健康な方

月々の掛金

1,800円

保障内容	保障期間	総合保障タイプ20歳	総合保障60歳タイプ20歳	～最高満85歳
入院	日帰り入院も保障 1日目から最高180日分	交通事故 不慮の事故 病気等※1	日額 5,000円 日額 3,000円 日額 2,000円	日額 4,000円 日額 3,000円 日額 1,500円
通院	1日目から最高90日分※4	交通事故	日額 1,000円	日額 1,000円
障がい	3級の一部～14級※5	交通事故 不慮の事故等	540万円～24万円 360万円～16万円	135万円～6万円 90万円～4万円
重度障がいの状態が継続したとき	6ヵ月間生存のとき※6		400万円	100万円
死亡・重度の障がい	1級・2級と、3級の一部※5	交通事故 不慮の事故等 病気等	1,200万円 800万円 400万円	300万円 200万円 100万円

※満60歳以降にご加入の方は、総合保障60歳タイプ(保障期間満60歳～満65歳)の保障内容になります。

先進医療にも備える充実の医療保障

医療保障タイプ

加入できる方

満18歳～満64歳の健康な方

月々の掛金

2,300円

保障内容	保障期間	医療保障タイプ20歳	医療保障60歳タイプ20歳	～最高満80歳
入院	日帰り入院も保障 1日目から最高180日分	交通事故 不慮の事故・病気等※1	日額 10,000円 最高 1,000万円	日額 6,000円 最高 500万円
手術	※3 診療報酬点数1,400点以上が算定された手術等		6万円	3万円
放射線治療	※3 (60日に1回を限度)	診療報酬点数が算定された放射線治療等	6万円	3万円
通院	※4 1日目から最高90日分	交通事故を除く不慮の事故による通院は通算して14日以上の通院をした場合が保障の対象となります。	日額 2,000円	—
死亡・重度の障がい	1級・2級と、3級の一部※5	交通事故 不慮の事故等・病気等	50万円	20万円

※満60歳以降にご加入の方は、医療保障60歳タイプ(保障期間満60歳～満65歳)の保障内容になります。

80歳まで加入できる、一生涯つづく安心の医療保障

終身医療保障タイプ

加入できる方

満15歳～満80歳の健康な方

月々の掛金

1,400円

保障内容	保障期間・掛金払込期間	終身(一生涯保障)
特約 先進医療	入院・外来を問わず、 共済金額を限度に技術料実額	最高 1,000万円 (通算1,000万円)
入院	日帰り入院も保障 1日目から最高60日分	交通事故・不慮の事故・病気等※1 日額 5,000円 (通算1,000日まで)
手術	※3 診療報酬点数1,400点以上が算定された手術等	5万円
放射線治療	※3 (60日に1回を限度)	診療報酬点数が算定された放射線治療等 5万円

※先進医療特約は任意付帯です。
また、先進医療特約の共済期間は10年(自動更新することによって一生涯保障)です。
(注)「終身医療保障タイプ」および「終身医療保障引受基準緩和タイプ」はいずれか1つにしか加入できません。また、「終身医療5000」「終身医療3000」「終身医療追加2000」にすでに加入している場合、「終身医療保障タイプ」に追加加入できません。

終身医療保障

引受基準緩和タイプ

健康に不安のある方へ。
“加入条件が緩やか”な一生涯の医療保障。

各タイプ保障内容の注意事項

※1 発効日が発効日(増額分は更新日。以下同じです)前であっても、発効日から2年経過後に開始された入院は、発効日以後に発病した病気の治療を目的とする入院とみなします。 ※2 「先進医療」とは、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります)をいい、これらは随時見直しされます(詳しくは厚生労働省ホームページをご参照ください)。療養を受けた日に(先に先進医療に該当するものがお支払いの対象となります。 ※3 発病日が発効日前であっても、発効日から2年経過後に受けた場合は、発効日以後の原因によるものとみなします。 ※4 通院は、事故の発効日からその日を含めて180日以内に実費に病院した日数が対象です。 ※5 「障がい(重度障がいを含む)」とは、後遺障がい(傷病が治った後に残る障がい)を指し、当会の定める基準によりその程度に応じてお支払いします。なお、障がいが固定したときの契約内容にもとづいた保障となります。 ※6 重度障害共済金が支払われる場合で、重度障がいの状態となった日から6ヵ月間生存した後に介護・重度障害支援共済金をお支払いします。 ※7 共済期間で1回のお支払いです。また、同一の事故に対する支払いは1回限りです。 ※8 携行品損害は共済期間を通じ、30万円の限度となります。1回の事故について、1組または1個10万円(乗車券等または通貨等の場合は5万円)を限度とします。 ※9 発効日から91日目以後に悪性新生物に生じまたはじめて罹患し、診断確定されたときにお支払いします。生涯1回限りの支払いとなります。 ※10 発効日から91日目以後に上皮内新生物に罹患し、診断確定されたときにお支払いします。2年に1回を限度とします。 ※11 がん入院共済金、がん手術共済金、がん放射線治療共済金は、発効日から31日目以降に発病した悪性新生物または上皮内新生物が対象です。なお、発効日から31日目までに発病していた場合でも、発効日から2年経過後に開始された入院、受けた手術・放射線治療は発効日から31日目以後に発病したものとみなします。 ※12 未婚とは、これまで婚姻歴がないことをいいます。 【共通の注意事項】※発効日(増額分は更新日。以下同じです)前に発生した病気または発生した交通事故・不慮の事故によるときに共済金をお支払いします。詳しくは、加入後にお送りする「契約のしおり」でご確認ください。 ※日帰り入院とは、病気の治療のために入院し、その日のうちに退院した場合はいいます。お支払いの対象となる日帰り入院は入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。 ※不慮の事故とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。ただし、疾病または体質的な要因を有する被共済者が軽微な外因により発症し、またはその症状が増悪したときを除きます。

0歳から加入できる、お子さまの総合保障

こども保障タイプ

加入できる方

0歳～満17歳の健康な方

月々の掛金

1,200円

保障内容	保障期間	0歳～最高満18歳	満18歳～
入院	日帰り入院も保障 1日目から最高365日分	交通事故・不慮の事故・病気等※1	日額 5,000円 日額 5,000円
入院時諸費用サポート	入院共済金が支払われる場合 プラスしてお支払いします。	子育てサポート	入院保障は、合わせて日額1万円
骨折・腱の断裂・関節の脱臼	※7	交通事故・不慮の事故	5万円
手術	※3 診療報酬点数1,400点以上が算定された手術等	入院中 外来	5万円 2.5万円
放射線治療	※3 (60日に1回を限度)	診療報酬点数が算定された放射線治療等	5万円
通院	1日目から最高90日分※4	交通事故・不慮の事故	日額 2,000円
扶養者である契約者の死亡・重度障がい		交通事故・不慮の事故等 病気等(免責1年)	300万円 10万円
障がい	3級の一部～14級※5	交通事故・不慮の事故等	90万円～4万円
死亡・重度の障がい	1級・2級と、3級の一部※5	交通事故・不慮の事故等 病気等	200万円 100万円

① 契約締結後は健康状態にかかわらず医療20歳で終身医療総合タイプに継続できます。
② 手続が完了した場合は医療10歳に自動移行します。詳しくは契約締結時に案内します。

サポートサービス

相談無料

こくみん共済
こども相談室

育児の悩みから進路相談まで、
子育て・教育のエキスパートが
メールで直接お答えします。

健康状態にかかわらず加入できる、けがの保障

傷害タイプ

加入できる方

健康状態にかかわらず
0歳～満79歳の方

月々の掛金

1,000円

保障内容	保障期間	傷害タイプ	傷害60歳タイプ
入院・通院	入院または5日以上の通院をしたとき 通院5日未満で治療が完了したとき	部位・症状別に★ 18万円～0.75万円 1事故につき 3,000円	部位・症状別に★ 満60歳～最高満80歳 18万円～0.75万円 1事故につき 3,000円
長期入院	90日以上、180日以上連続した入院(1回の入院)のとき	交通事故・不慮の事故 (最高36万円) 各18万円	(最高10万円) 各5万円
携行品に損害が生じたとき	※8 (国内のみ)	最高30万円(免責1万円)	—
障がい	3級の一部～14級※5	交通事故・不慮の事故等	450万円～20万円
死亡・重度の障がい	1級・2級と、3級の一部※5	交通事故・不慮の事故等	500万円

※満60歳以降にご加入の方は、傷害60歳タイプ(保障期間満60歳～最高満80歳)の保障内容になります。

★ 傷害タイプ 部位・症状別傷害共済金 支払額(抜粋)

部位	症状	骨折または脱臼	打撲、擦傷、挫傷または捻挫	熱傷	神経の損傷または断裂
頭部	頭部	97,500円	7,500円	15,000円	180,000円
頭部	頭部	120,000円	7,500円	15,000円	60,000円
手指を除く上肢	手指を除く上肢	52,500円	7,500円	7,500円	60,000円
手指	手指	30,000円	7,500円	7,500円	45,000円
足指を除く下肢	足指を除く下肢	97,500円	7,500円	7,500円	60,000円

65歳から備える医療保障

シニア医療保障タイプ

加入できる方

満65歳～満69歳の健康な方

月々の掛金

2,000円

保障内容	保障期間	満65歳～最高満70歳	～最高満80歳
入院	1日目から最高180日分 日帰り入院も保障	交通事故・不慮の事故・病気等※1	日額 2,500円
手術	※3 診療報酬点数1,400点以上が算定された手術等	1万円	1万円
放射線治療	※3 (60日に1回を限度)	診療報酬点数が算定された放射線治療等	1万円
障がい	3級の一部～14級※5	交通事故・不慮の事故等	36万円～1.6万円
死亡・重度の障がい	1級・2級と、3級の一部※5	交通事故・不慮の事故等 病気等	50万円 10万円

保障期間が満了日まで保障内容が変わります。

65歳から備えるトータル保障

シニア総合保障タイプ

加入できる方

満65歳～満69歳の健康な方

月々の掛金

2,000円

保障内容	保障期間	満65歳～最高満70歳	～最高満85歳
入院	日帰り入院も保障 1日目から最高180日分	交通事故・不慮の事故・病気等※1	日額 1,500円
障がい	3級の一部～14級※5	交通事故・不慮の事故等	90万円～4万円
死亡・重度の障がい	1級・2級と、3級の一部※5	交通事故・不慮の事故等 病気等	170万円 70万円

保障期間が満了日まで保障内容が変わります。

下記のタイプにプラスして加入できます

単独での加入はできません。

がん保障

プラス

組み合わせができるタイプ

総合保障タイプ

医療保障タイプ

終身医療保障タイプ

加入できる方

満18歳～満49歳の健康な方

月々の掛金

1,400円

保障内容	保障期間	満18歳～最高満60歳	～最高満65歳
『がん』と診断	悪性新生物(生後からはじめて診断・1回限り)※9	100万円	10万円
『がん』で入院	※11 支払日数は1日目から無制限	日額 5,000円	—
『がん』で手術	※11 診療報酬点数1,400点以上が算定された手術等	25万円	—
『がん』で放射線治療	※11 診療報酬点数が算定された放射線治療等	25万円	—
死亡・重度の障がい	1級・2級と、3級の一部※5	10万円	—

※1 発効日から91日目以後に悪性新生物に生じまたはじめて罹患し、診断確定されたときにお支払いします。生涯1回限りの支払いとなります。 ※2 発効日から91日目以後に上皮内新生物に罹患し、診断確定されたときにお支払いします。2年に1回を限度とします。 ※3 発効日から91日目以後に悪性新生物または上皮内新生物が対象です。なお、発効日から31日目までに発病していた場合でも、発効日から2年経過後に開始された入院、受けた手術・放射線治療は発効日から31日目以後に発病したものとみなします。 ※4 未婚とは、これまで婚姻歴がないことをいいます。 ※5 発効日から91日目以後に悪性新生物または上皮内新生物が対象です。なお、発効日から31日目までに発病していた場合でも、発効日から2年経過後に開始された入院、受けた手術・放射線治療は発効日から31日目以後に発病したものとみなします。 ※6 発効日から91日目以後に悪性新生物または上皮内新生物が対象です。なお、発効日から31日目までに発病していた場合でも、発効日から2年経過後に開始された入院、受けた手術・放射線治療は発効日から31日目以後に発病したものとみなします。 ※7 発効日から91日目以後に悪性新生物または上皮内新生物が対象です。なお、発効日から31日目までに発病していた場合でも、発効日から2年経過後に開始された入院、受けた手術・放射線治療は発効日から31日目以後に発病したものとみなします。 ※8 発効日から91日目以後に悪性新生物または上皮内新生物が対象です。なお、発効日から31日目までに発病していた場合でも、発効日から2年経過後に開始された入院、受けた手術・放射線治療は発効日から31日目以後に発病したものとみなします。 ※9 悪性新生物(生後からはじめて診断・1回限り) ※10 上皮内新生物(2年に1回を限度) ※11 診療報酬点数1,400点以上が算定された手術等、診療報酬点数が算定された放射線治療等

すべてのタイプにプラスして加入できます

単独での加入はできません。

個人賠償

プラス

★1つの契約で、ご家族みんなが安心!

加入できる方

健康状態にかかわらず、こくみん共済の各タイプに組み合わせて加入できます。

保障内容

保障期間

基本となるタイプの契約終了日まで保障

個人賠償

法律上の損害賠償責任を負ったとき(国内のみ)

最高3億円

死亡させたとき

10万円

10日以上入院させたとき

2万円

謝罪をしたとき

3,000円

★ 被共済者の範囲※12

損害の原因となった事故発生時において、次のいずれかに該当する方となります。1つの契約で、ご家族も保障の対象となります。

(1) 主たる被共済者(=基本となるタイプの被共済者) (2) 主たる被共済者の配偶者 (3) 主たる被共済者またはその配偶者の同居の親族 (4) 主たる被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子 (5) 被共済者の親戚者、法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族(被共済者が責任無能力者である場合、その方に関する共済金をお支払いします。 (1) 日常生活における偶然な事故 (2) 被共済者が居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故

●「個人賠償プラス」は、住まいる共済の特約「個人賠償責任共済」と同じ保障です。ご自身やご家族が、当会および他保険等で同様の保障(損害賠償責任保障)に加入している場合、保障が重複することがあります。

こくみん共済【加入申込書記入例】 申込書の太枠内すべてにご記入・押印ください。

同封の申込書でお申し込みいただけます。

申込内容

ご希望のタイプにチェックしてください。

「終身医療保障タイプ」にお申し込みの場合は、ご契約のてびきが掲載されているページの「ご契約の発効日について」をご確認のうえ、契約発効日時点の年齢の掛金をご記入ください。

※出資金や掛金(口座振替)の領収書は、ご通帳へのご記入でかえさせていただきます。

質問表

申込書裏面の質問表をお読みの上、答え欄にご記入ください。

掛金

今回お申し込みになるタイプの掛金の合計額をご記入ください。

お手軽!

WEBでのお見積り・お申し込み資料請求はコチラ!

お見積り・お申し込み資料請求はコチラ!

不慮の事故等とは「当会所定の感染症」を含みます。 ■ 事故による入院・手術・放射線治療・先進医療は事故の日から180日以内に開始された入院および受けた手術・放射線治療・先進医療が対象です。 ■ 病気による入院共済金・手術共済金・放射線治療共済金および先進医療共済金は、発効日から1年以内に被共済者が妊娠・分娩に伴う異常を原因として入院したとき、または手術等を受けたときにはお支払いできません(こども保障タイプ、シニア総合保障タイプ、シニア医療保障タイプ、終身医療保障タイプを除く)。 ■ 病気による入院共済金、入院時諸費用サポート共済金が支払われる入院をした日、退院日の翌日から180日以内にその入院と同一の原因により再入院した場合は、これらの入院は1回の入院とみなして入院共済金、入院時諸費用サポート共済金をお支払いします。 ■ 同一の事故を直接の原因として事発の日から180日以内に開始された再入院は、1回の入院とみなして入院共済金、入院時諸費用サポート共済金をお支払いします。 ■ 同一の不慮の事故により、部位・症状が部位・症状別支払倍率表の倍率に複数該当するときは、それらの倍率の最も高い倍率を適用し、部位・症状別傷害共済金をお支払いします。 ■ 個人賠償プラスは基本となるタイプが契約終了となるまで契約が継続します。 ■ 個人賠償プラスの保障には、対人賠償費用のほか、損害拡大防止費用、裁判に要した費用等もあります。また、一定の条件を満たした場合には、示談交渉サービスをご利用いただけます。詳しくは当会までお問い合わせください。 ■ 国外へ滞航されている方は、ご加入いただけない場合があります。 ●ご契約の際は「各タイプ保障内容の注意事項」「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

さまざまなリスクから「住宅」と「家財」を守る保障

住まいる共済

火災共済・自然災害共済
風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

契約件数 385 万件
2025年5月時点

備活 応援 **住まいる共済の魅力**
BIKATSU

掛金は全国一律

たすけあいの仕組みで、地域にかかわらず、掛金は全国一律です。

風水害・地震にも安心

風水害や地震によるさまざまな被害を、損害額で保障します。
※契約共済金額が上限となります。

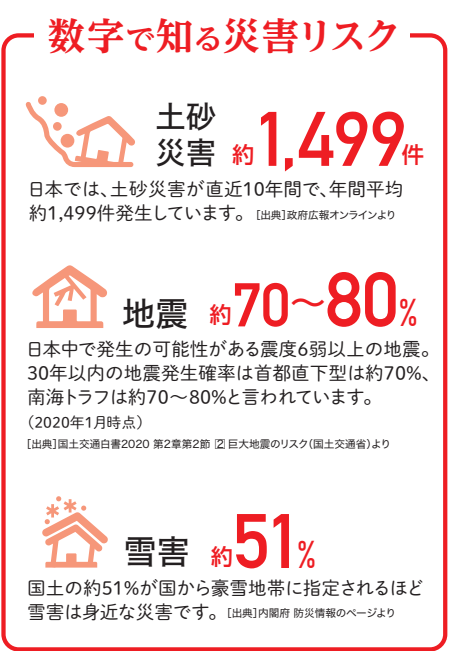
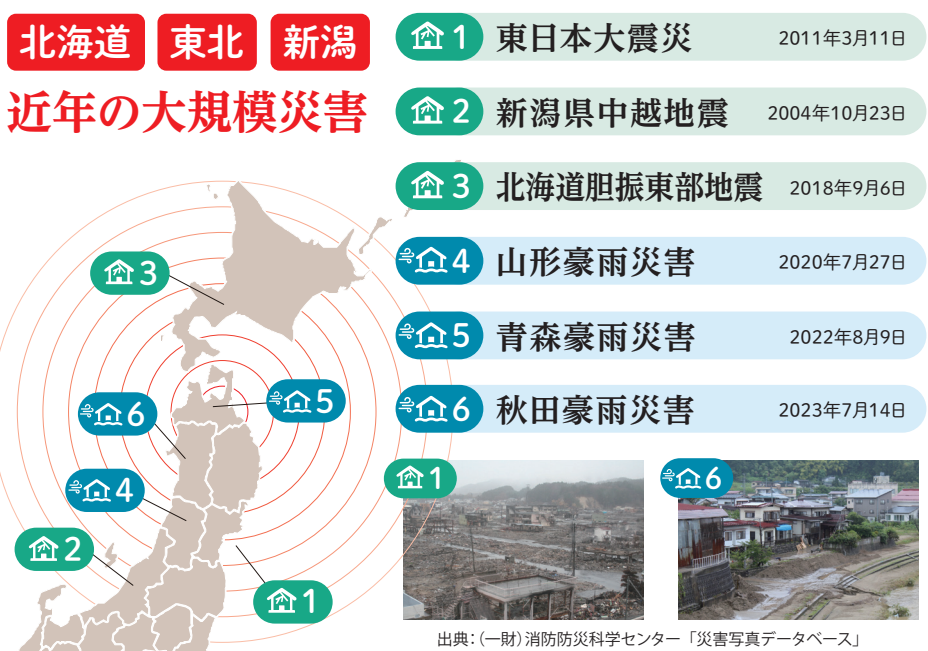
築年数にかかわらず

築年数・使用年数にかかわらず、大切な住まいと家財を保障します。

いつ何時でもやってくる自然災害のリスクに備えを

近年、地震・豪雨・台風などの自然災害が全国各地で相次ぎ、被害も深刻化しています。ご自身の保障内容を、今一度見直す機会としていただければ幸いです。

東日本大震災から15年
特設サイトはこちら



加入例 持ち家 住宅・家財の保障

火災共済 + 自然災害共済 ベーシック に300口加入した場合 (住宅200口+家財100口)

火災の場合

最高保障額 **3,000万円**

木造構造
月払掛金 **6,600円**
年払掛金 **78,000円**

風水害・雪害の場合

最高保障額 **3,000万円**

鉄骨・耐火構造
月払掛金 **4,200円**
年払掛金 **49,500円**

地震の場合

最高保障額 **900万円**

マンション構造
月払掛金 **3,300円**
年払掛金 **36,000円**

※風水害保障ありタイプの場合

頻発する自然災害に保障の備えを！

地震による火災への備え	台風や竜巻など暴風への備え	線状降水帯など豪雨への備え
(例)地震により建物が全焼した場合 (全焼：住宅の損壊率70%以上の場合)	(例)台風・風害による住宅の被害 (一部損：建物の損害額98万円)	(例)豪雨による床上浸水 半損：建物の損害額 812万円 家財の損害額 980万円 合計損害額 1,792万円
火災共済のみ加入の場合 保障されません	火災共済のみ加入の場合 保障額 338,100円	火災共済のみ加入の場合 保障額 172.5万円
自然災害共済「ベーシック」を付帯していた場合 保障額 1,440万円	自然災害共済「ベーシック」を付帯していた場合 保障額 1,024,100円	自然災害共済「ベーシック」を付帯していた場合 保障額 1,814.5万円

【契約条件】戸建て(持ち家)／木造構造／延べ床面積40坪／世帯主42歳／世帯人数4人／住宅所在地 宮城県 【加入条件】必要保障額で加入(住宅280口／家財200口)自然災害共済「ベーシック」を同口数付帯

■上記共済金のお支払い金額は加入状況・加入内容に応じて算出した支払い例となります。■火災などのときは火災等共済金の15%(200万円が限度)、風水害などのときは火災共済の風水害等共済金の15%が臨時費用共済金(※)として加算されます。※罹災後の臨時の支出に充てる費用としてお支払いする共済金です(火災共済のみ)。■共済金のお支払い可否については、ご契約の内容・損壊状況などにより異なります。●ここに記載している内容は共済商品・保障内容の概要を説明したものです。ご契約の際は資料をご請求いただき、「リーフレット」および「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり」を必ずご確認ください。

カーライフを応援する、頼れる補償

マイカー共済

自動車総合補償共済

契約件数 226 万件
2025年5月時点

備活 応援 **マイカー共済の魅力**
BIKATSU

安全運転を応援

最大22等級・65%割引はマイカー共済オリジナル！

豊富な割引制度

割引率9%の運転者本人限定特約の他にも、条件に応じた割引が充実。

広い補償範囲

衝突はもちろん、自然災害・盗難・あて逃げまで補償します。

安心のサポートと充実の補償を手頃な掛金で

ご自身や同乗者の補償・相手方への賠償までしっかりカバー！

基本補償	お車の補償	弁護士報酬や訴訟費用をサポート
ご自身や同乗者のけがの補償 人身傷害補償 (被共済者1名につき) 最高5,000万円	相手方へのけがの賠償 対人賠償 無制限	相手方への車や物の賠償 対物賠償 無制限
	衝突や火災、台風、盗難などの損害を補償 車両損害補償 一般補償 (自己負担額10万円・付随諸費用補償つき)	弁護士費用等 補償特約 交通事故で被害を被り、法律上の損害賠償を請求する場合に、弁護士への依頼で必要となる費用を被共済者1名につき最高300万円までお支払いします。 ※補償を受ける場合は、あらかじめ当会の同意が必要となります。

愛車の補償はたとえば**20等級**でこの掛金！(掛金例)

【補償内容】〈基本補償〉人身傷害補償／**最高5,000万円** 対人賠償・対物賠償／**無制限** 〈お車の補償〉車両損害補償／**一般補償** 自己負担額：10万円(付随諸費用補償つき※)

※全損事故や盗難で被共済自動車が使用不能となったときの代車費用／遠隔地で事故にあったときの修理車両の車両搬送費用／車両引取費用／代替交通費用／事故や盗難により発生した身の回りの品の損害を補償します。

セダン (トヨタ) プリウス の場合	軽自動車 (スズキ) スペーシア の場合	ミニバン (ニッサン) セレナ の場合
●基本補償のみ 1,750円 ●お車の補償を付帯した場合 3,740円	●基本補償のみ 1,370円 ●お車の補償を付帯した場合 2,480円	●基本補償のみ 1,600円 ●お車の補償を付帯した場合 3,340円
算出条件 ●型式：6AA-MXWH60 ●型式発売年月：R5年1月 ●初度登録年月：R6年1月 ●型式別掛金クラス：対人6、対物6、人傷11、車両9 ●車両共済金額：315万円(自己負担額10万円) ●運転者年齢条件：35歳以上補償 ●主たる被共済者年齢区分：40歳以上50歳未満 ※その他条件は下記のとおり	算出条件 ●型式：6AA-SFNC28 ●型式発売年月：R5年11月 ●初度登録年月：R7年7月 ●型式別掛金クラス：対人6、対物2、人傷4、車両6 ●車両共済金額：185万円(自己負担額10万円) ●運転者年齢条件：35歳以上補償 ●主たる被共済者年齢区分：40歳以上50歳未満 ※その他条件は下記のとおり	算出条件 ●型式：6AA-SFNC28 ●型式発売年月：R5年11月 ●初度登録年月：R6年12月 ●型式別掛金クラス：対人6、対物7、人傷9、車両8 ●車両共済金額：370万円(自己負担額10万円) ●運転者年齢条件：35歳以上補償 ●主たる被共済者年齢区分：40歳以上50歳未満 ※その他条件は下記のとおり
運転者本人・配偶者限定特約 6% 割引 ハイブリッド車 3% 割引 新車割引 (普通・小型乗用車) 5% 割引	運転者本人限定特約 9% 割引 ハイブリッド車 3% 割引 新車割引 (軽自動車) 4% 割引 AEB割引 9% 割引	運転者本人・配偶者限定特約 6% 割引 ハイブリッド車 3% 割引 新車割引 (普通・小型乗用車) 7% 割引 AEB割引 9% 割引

※掛金は算出条件によって異なります。※上記は2026年4月時点において、2026年7月1日を効力開始日として試算しているため、試算日によっては型式別掛金クラスの変動などにより、実際の掛金と異なる場合があります。※掛金の払込方法は年払いまたは月払いがご選べいただけます。※現在ご加入の保険・共済の適用等級や過去の事故履歴等によって、お見積もりいただいてもご契約をお引き受けできない場合やご希望条件でご加入できない場合があります。※車両補償は3種類ござい。それぞれ補償内容が異なりますので、詳しくは「くみん共済 coop」までお問い合わせください。※AEB割引は「車台番号」と「型式発売年月」をもとに適用しています。●このチラシに記載している内容は共済商品・補償内容の概要を説明したものです。ご契約の際は資料をご請求いただき、「リーフレット」および「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり」を必ずご確認ください。

カーライフを安心サポート！

事故対応

24時間365日対応！

ロードサービス

現場での30分以内の路上クイックサービスが無料！

修理対応

全国約1,200ヵ所の指定整備工場！

お手軽！

WEBでのお見積り・お申し込み・資料請求はコチラから！

P.6の見積依頼書でもお見積もりできます

ご契約の発効日について 郵送加入の場合（初回掛金口座振替）

こくみん共済 coop が加入を承諾した場合、下記のように契約が成立し保障が開始（発効）します。

申込書の受付日（消印日） → 契約の発効日（保障の開始日）

毎月1日～月末日 → 翌々月1日

例 2026年7月10日 例 2026年9月1日

※この日の午前零時から保障が開始します。

※ご指定の口座から初回掛金の振替ができたこととは、申込日はなかつたものとします。※受付日より、口座振替の処理期間が合わない場合は翌月に掛金をとることで口座振替にさせていただきますので、ご了承ください。※共済契約締結は、申込書の受付日から5日間程度でお届けします。

こくみん共済 個人定期生命共済・こども定期生命共済・熟年定期生命共済
傷害共済・個人賠償責任共済・終身生命共済・個人長期生命共済

ご契約のてびき

下記のご事項をご確認のうえ、お申し込みください。

このご契約のてびき（契約概要・注意喚起情報）は、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要事項をご説明するものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を重要視し「了承のうえお申し込みください。」なお、ご契約の内容は商品名に応じた事業規約・細則によって定まります。このご契約のてびきは、ご契約の内容すべてを記載したものではありません。ご不明な点がありましたら、こくみん共済 coop（以下「当会」）までお問い合わせください。ご契約内容となる事業規約・細則は、当会のホームページ（<https://www.zenrosai.coop/tebiki.html>）よりご参照いただくか、当会までお問い合わせください。

■共済商品名と該当する事業規約・細則	
共済商品名	事業規約・細則
医療保障タイプ、総合保障タイプ、医療保障60歳タイプ、総合保障60歳タイプ、がん保障プラス	個人定期生命共済
こども保障タイプ	こども定期生命共済
シニア総合保障タイプシニア医療保障タイプ	熟年定期生命共済
傷害タイプ、傷害60歳タイプ	傷害共済
個人賠償プラス	個人賠償責任共済
終身医療保障タイプ	終身生命共済

契約概要
「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。

契約者について 出資金を払い込み、組合員となった方で、当会と契約を結ぶ、契約上の権利・義務を持つ方になります。

被共済者になることができる方 1. 契約者、契約者の配偶者（内縁関係にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならぬ程度の実質を備える状態にある方（以下「内縁関係にある方」）を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者である場合を除きます。以下同じです。）※内縁関係にある方等とは、生活実態をもとに当会が認める方をいいます。また、戸籍上の性別が同一である場合については、加入時に確認書類の提示（自治体の同性パートナーシップの証明書、住民票、当会所定の確認書のいずれかを）をお願いしています。2. 生計を一緒にする、契約者および契約者の配偶者の子、父母（継父母を含みます）、孫、兄弟姉妹および子の配偶者（嫁・婿）※生計を一緒にするとは、日常生活において互いの収入および支出を共同して計算することであり、同居である必要はありません。※個人賠償プラス、携行品損害共済金においては、被共済者は共済金請求ができることをいいます。個人賠償プラスの保障対象となる被共済者の範囲はP.20の個人賠償プラスを参照ください。※ご加入の際は申込書に記載されている質問表へのご回答が必要で（「**加入申込書（申込書）および質問表の記入について**」をご覧ください。）**商品別のタイプ**とご加入できる年齢・保障内容は異なります。詳しくは「**こくみん共済のページ**」を参照ください。

共済掛金（掛金）の払込方法について 掛金の払込方法は、月払いになります。初回掛金の払込日については、**契約の成立と効力発生のについて**をご覧ください。

共済期間と共済契約（契約）の継続（自動更新・年齢満了時の手続き、自動移行）について 共済期間は1年です。契約は共済商品タイプごとに定める更新年齢の範囲で更新できます。同じタイプ（60歳以降）は同じ掛金額のタイプ、保障内容は異なります。引き続き加入する場合は、自動更新等なり手続きは不要です。※終身医療保障タイプの共済期間は終身です（更新はありません）。2. 終身医療保障タイプに付帯する先進医療特約の共済期間は10年（自動更新により一生涯保障です）。3. こども保障タイプにご加入の場合（1）共済期間は1年です。引き続き加入する場合は、自動更新となり手続きは不要です。満17歳時の更新により共済期間（1年）の終了に伴い、契約が満了します。（2）契約満了時には引き続き加入できるタイプ（保障内容・掛金が変わります）をご案内します。お手続きが必要で、（3）契約満了日までにお手続きがなかった場合には、医療保障タイプ（1口）に自動的に移行（自動移行）します。※組み合わせて加入しているタイプによっては、こども保障タイプが自動移行せず契約満了日で終了となる場合があります。※今後の制度変更により、自動移行先のタイプが変更となることがあります。※更新年齢とは更新後契約の発効日における被共済者の満年齢をいいます。※事業規約・細則の改正がある場合には、掛金の額、保障内容等を変更することがあります。【**規約・細則の変更について**】をご覧ください。

契約できる限度について 1. 1人の被共済者が同じタイプには複数加入できません。2. 当会の他の共済商品（個人長期生命共済・終身生命共済の事業規約にもとづく商品プラン・タイプ）にすでに加入の方については、加入額を制限することがあります。詳しくは当会までお問い合わせください。3. 終身医療保障タイプに付帯する先進医療特約は、個人長期生命共済・終身生命共済の事業規約にもとづく商品プラン・タイプと通算して、被共済者1人につき1契約です。※一部の職業に従事している方【**次項「一部のご職業について**」で、ご確認ください】の加入額を制限することがあります。

一部のご職業について 1. 保障開始日において次の職業に従事している方は、被共済者となることができません。（1）力士、拳闘家、プロレスラー、経業家、その他これらに類する職業（2）テストパイロット、テストパイパー、その他これらに類する職業※加入後にこれらの職業に従事した場合は、これらの職業の就業に伴う原因により支払事由が発生したときに共済金をお支払いできない場合があります。2. 終身医療保障タイプ「**災害の①～⑧の職業に従事している方は、個人定期生命共済・終身生命共済の事業規約にもとづく商品プラン・タイプとあわせて入院日額5,000円を超えて加入することはできません。3. その他のタイプ「次表の①～⑦の職業の就業に伴う原因により発生した不慮の事故および交通事故の場合には共済金をお支払いできないことがあります。また、⑧の職業である運転業務中に生じた不慮の事故および交通事故の場合には入院・通院・部位症状別傷害・災害長期入院一時金・手術・放射線治療・先進医療共済金をお支払いできません。**

①競馬・競輪・オートレース・競艇等の職業競技者 ②潜水・潜航・サルベージ、その他これらに類する職業 ③警察官・海上保安官、その他これらに類する職業 ④自衛官（防衛大学校生を含みます） ⑤坑内・坑道内作業に従事される方 ⑥近海または遠洋漁業の船乗組員、1,000円未満の船乗組員 ⑦ハヤブー・タカヘン 運転手

割り戻し金について 毎年5月末に決算を行い、剰余が生じた場合に割り戻し金としてお戻しします（5月末現在の有効契約が対象となります）。ただし、終身医療保障タイプに対する割り戻し金は利息をつけて上置きします。なお、すでに置かれた割り戻し金は、共済期間の途中に、契約者からのご請求にもとずきお支払いすることもできます。

共済金受取人について 1. 共済金受取人は契約者です。2. 1.にかかわらず、被共済者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、（1）から（5）の順位になります。なお、（2）から（5）の中で、記載の順序になります。（1）契約者の配偶者（2）契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子・父母、孫、祖父母および兄弟姉妹（「その収入により生計を維持していた」は、契約者の収入により、日々の消費生活の全てまたは一部を営んでおり、契約者の収入がなければ消費生活の生活を維持することが困難となり、そのような関係が常態であった場合をいいます。）（3）契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子・父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

（4）（2）にあてはまらない契約者の子・父母、孫、祖父母および兄弟姉妹（5）（3）にあてはまらない契約者の配偶者の子・父母、孫、祖父母および兄弟姉妹※契約者は、支払事由が発生するまでは所定の書類により、被共済者の同意および当会の承諾を得て、2.の死亡共済金受取人の順位またはは順序を変更することができます。また、死亡共済金受取人を2.以外の契約者の親族等に指定または変更することができます。3. 扶養者死亡共済金、携行品損害共済金の共済金受取人は、被共済者です。4. 個人賠償プラスの共済金受取人は、損害賠償請求権を有する被共済者または共済金を受け取るべき人です。

携行品損害共済金（1）被共済者・契約者・共済金受取人の重大な過失（2）生計を一緒にする親族の故意（被共済者）に共済金を取得する目的がなかった場合は除く（3）共済の目的となる携行品の火災、自然消耗、置き忘れ、紛失 など

8.賠償責任に関わる共済金（1）被共済者の範囲に含まれる親族、およびその同居親族に対する損害賠償責任（2）暴行または殴打に起因する損害賠償責任（3）職務行為に起因する損害賠償責任（4）被共済者本人が所有する財物および被共済者が使用・管理する財物に関する損害賠償責任（使用・管理とは借用物、預り物等をいいます。財物は不動産を含みます。）（5）心身喪失に起因する損害賠償責任（6）自動車、バイクなどの車両、船舶、航空機、銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 など

※次の（1）～（5）については、共済金は重複して支払いません。（1）交通事故損害共済金（重度障害）のみなし交通事故災害共済金（2）災害障害共済金（重度障害）のみなし災害共済金（3）交通災害通院共済金と災害通院共済金（4）重度障害共済金と死亡共済金（5）原因の異なる入院が重複する期間の共済金

5

規約・細則の変更について 当会が事業規約・細則を改正した場合には、更新日・移行日時点における事業規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等（支払事由、共済金の額、その他の契約内容などすべての事項）により更新・移行します。また、当会は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化、その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、当会ホームページへの掲載その他の方法により周知します。

個人賠償プラス（個人賠償責任共済）の保障の重なりについて 当会および当会以外の「契約者」すでに同様の保障に加入しているときは保障が重複することがあります。重複すると、保障の対象となる事故について、どちらのご契約からでも保障されますが、いずれか一方のご契約からの違いや共済金が支払われない場合があります。それぞれのご契約内容の違いや保障される金額をご確認いただき、保障の要否をご判断いただいたうえでご加入ください。※主たる被共済者とそのご家族がそれぞれ個人賠償プラスに加入し、保障が重複した場合、支払限度額はそれぞれの保障額を合算した額となります（それぞれの契約から共済金を重ねてお支払いすることはありません）。

契約の無効について 次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。1. 被共済者が発効日にすでに死亡していたとき 2. 被共済者が発効日または更新日に**「被共済者になることができる方」**の範囲外であったとき 3. 共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分に対応するタイプ 4. 申し込みの際、被共済者の同意を得ていなかったとき 5. 契約者の意思によらず契約の申し込みがされたとき 6. 同じタイプに複数加入していたときは、その超えた部分に対応するタイプ 7. 契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をしたとき 8. 基本となるタイプが契約の発効日よりまたは更新日において無効であったときがん保障プラス、個人賠償プラス 9. 被共済者本人によって終身生命共済ならびに個人長期生命共済の事業規約にもとづく先進医療特約を締結している企業に新たに先進医療特約の締結をしたときの当該特約※すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。※無効の場合、掛金の全部または一部を契約者にお返しします（7.の2を除く）。

詐欺・強迫行為を行ったときは、契約が取り消されることがあります。支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払います。また、すでに共済金を支払っていたときは、返還していただきます。※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。**契約の解除について** 次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。1. 共済金受取人が、共済金請求および受取の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき 2. 契約者、被共済者または死亡共済金受取人（個人賠償プラスは、損害賠償請求権を有する被共済者または共済金を受け取るべき人。以下同じです）が、共済金を支払ったことを目的として、支払事由を発生させ、または発生させたこととしたとき 3. 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、共済金の勢力が「に該当すると認められること、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係や」を有していると認められるとき ※「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）を含みます。以下同じです。 ※暴力団員構成関係、暴力団員関係その他の反社会的勢力をいいます。 ※「反社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人であるとき、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。4. 他の契約との重複によって、被共済者にかかる共済金等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします）の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき 5. **前記1～4**、までのいずれかに該当する場合、当会との提携関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不当と判断したとき 6. 契約者は被共済者（個人賠償プラスは、主たる被共済者）が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたと※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払います。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。※**前記3**、の事由のみに該当した場合で、該当した方が一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意ください事項、不利益になる事項等を記載しています。

クーリングオフについて 申込者（契約者）は、申込日を含めた8営業日以内であれば、書面または電磁的記録により、申し込みの撤回（クーリングオフ）ができます。※書面による場合は、共済契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、被共済者の氏名、クーリングオフをする旨を明記し、署名・押印のうえ、当会に提出してください。※電磁的記録による場合は、当会ホームページの受付フォームよりお申し出ください。

加入申込書（申込書）および質問表の記入について 1. 申込書は契約を締結するうえで重要ですので、正確に記入してください。特に、質問表（健康状態等についての質問）については正確にお答えいただけたことが、契約の解除し、共済金を支払わないこととなります。被共済者になる方の同意を得て、契約書自身および、内容説明表にお答えのうえ、郵送していただきます。2. 申込書の内容および質問表の回答を確認したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は申込者（契約者）に通知します。3. 申込者（契約者）が申込書の「申込日」に記入した日をご告知（申込書の質問表へのお答え）とします。申込書に記入した日（告知日）の記入がなかった場合は、申込書の受付日から以下の日付を申込日（告知日）とします。①当会窓口/当会の窓口受付日 ②金融機関窓口/金融機関の窓口受付日 ③郵送・消印日 金融機関の窓口受付日または消印日が判読不明の場合は、当会受付日を申込日（告知日）として取り扱います。

契約の成立と効力の発生について 当会が加入を承諾した場合、次のように契約が成立し保障が開始（発効）します。なお、契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えてさせていただきます。1. 申し込みと同時に初回掛金を払い込む場合 契約の効力は初回掛金の払い込み日の翌日午前零時から発生（発効）します。※申込書のご提出が初回掛金の払込日より遅くなった場合は、申込書の受付日（消印日）の翌日午前零時から保障を開始します。※初回の掛金は、申込日からその日をのぞいて1ヵ月以内に、当会窓口あるいは当会が指定した金融機関から払い込みください。申込日から1ヵ月を過ぎますと、契約が不成立となり、再度お申し込みいただくこととなります。2. 口座振替（口振）による初回掛金払い込みの場合（郵送加入） 契約の効力は**申込書の受付日（消印日）の翌々月1日午前零時から発生（発効）**します。※ご指定の口座から初回掛金の振り替えができたこととは、申し込みはなかつたものとします。当会が指定する最速日よりもご指定の口座へ払い込みください。

2回目以降の掛金払い込みと払込滞り・契約の失効 1. 口座振替（口振）は、当会が指定した振替日にご指定の口座から振り替えます。掛金の払込期日は次のとおりです。

発効日が毎月1日の場合	前月の月末	左記以外の場合	当月の月末
-------------	-------	---------	-------

2.払込期日の翌日から3ヵ月の払込猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金払い込みがなかった場合は、契約は失効となります（契約が不成立となります）。

共済金を確実にご請求いただくために（代理請求について） 契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人（指定代理請求人）が契約者の代理人として共済金等を請求することができます（「指定代理請求人」といいます）。また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となつう方（代理請求人）が共済金等を請求することができます（「代理請求制度」といいます）。

共済金をお支払いできない主な場合 次のいずれかに該当する場合、共済金をお支払いできません。

1. **すべての共済金**（1）被共済者の犯罪行為（個人賠償プラス・携行品損害共済金を除きます）（2）被共済者・契約者・共済金受取人の故意（3）契約が解除された場合（4）契約が無効となった場合や、詐欺等により取り消された場合 など

2. **死亡・重度障害がいを原因とする共済金**（1）発効日（増額分は更新日、以下同じ）から1年以内の自殺・自殺幇助（2）発効日間の傷害または病気を原因として重度障害がいの状態となったとき など

3. **不慮の事故を原因とする共済金**（1）被共済者・契約者・共済金受取人の重大な過失（2）被共済者の精神障害がいたは泥酔・疾病に起因して生じた事故（3）無資格運転、酒気帯り運転およびこれに相当する運転中の事故（4）原因がいかなる場合でもむち打ち症または腰・背痛で他覚症状のないもの（5）一部の職業において、業務中の事故【**一部のご職業について**】をご確認ください） など

4. **交通事故を原因とする共済金**（1）3.の（1）～（5）（2）道路以外の場所における車両の交通により生じたもの、（自動車安全運転センター各都道府県事務所が発行する交通事故証明書の交付を受けられなかったもの（3）人または物の運搬以外の用途を兼ねる交通機関の当該用途に関連して生じたもの（4）（駐車中）の事故 など

5. **病気を原因とする共済金**（1）被共済者・契約者・共済金受取人の重大な過失（2）被共済者の薬物依存またはそれに伴う生じた疾病（3）原因がいかなる場合でもむち打ち症または腰・背痛で他覚症状のないもの（4）発効日前に発病した病気を原因とした、発効日から2年以内の入院・手術・放射線治療および先進医療（5）発効日から1年以上に被共済者が妊娠・分娩に伴う異常を原因とした入院・手術・放射線治療および先進医療（こども保障タイプ・シニア総合保障タイプ・シニア医療保障タイプ、終身医療保障タイプ） など

6. **手術・放射線治療に関わる共済金** 創傷処理、皮膚切開術、デブリドマン、骨・軟骨または関節の非視覚的整復術、非視覚的整復固定術および非視覚的授動術、技術手術、診療報酬点数が1,400点未満の手術、検査・生検を目的とした手術 など

7. **携行品損害共済金**（1）被共済者・契約者・共済金受取人の重大な過失（2）生計を一緒にする親族の故意（被共済者）に共済金を取得する目的がなかった場合は除く（3）共済の目的となる携行品の火災、自然消耗、置き忘れ、紛失 など

8. **賠償責任に関わる共済金**（1）被共済者の範囲に含まれる親族、およびその同居親族に対する損害賠償責任（2）暴行または殴打に起因する損害賠償責任（3）職務行為に起因する損害賠償責任（4）被共済者本人が所有する財物および被共済者が使用・管理する財物に関する損害賠償責任（使用・管理とは借用物、預り物等をいいます。財物は不動産を含みます。）（5）心身喪失に起因する損害賠償責任（6）自動車、バイクなどの車両、船舶、航空機、銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 など

※次の（1）～（5）については、共済金は重複して支払いません。（1）交通事故損害共済金（重度障害）のみなし交通事故災害共済金（2）災害障害共済金（重度障害）のみなし災害共済金（3）交通災害通院共済金と災害通院共済金（4）重度障害共済金と死亡共済金（5）原因の異なる入院が重複する期間の共済金

規約・細則の変更について 当会が事業規約・細則を改正した場合には、更新日・移行日時点における事業規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等（支払事由、共済金の額、その他の契約内容などすべての事項）により更新・移行します。また、当会は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化、その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、当会ホームページへの掲載その他の方法により周知します。

個人賠償プラス（個人賠償責任共済）の保障の重なりについて 当会および当会以外の「契約者」すでに同様の保障に加入しているときは保障が重複することがあります。重複すると、保障の対象となる事故について、どちらのご契約からでも保障されますが、いずれか一方のご契約からの違いや共済金が支払われない場合があります。それぞれのご契約内容の違いや保障される金額をご確認いただき、保障の要否をご判断いただいたうえでご加入ください。※主たる被共済者とそのご家族がそれぞれ個人賠償プラスに加入し、保障が重複した場合、支払限度額はそれぞれの保障額を合算した額となります（それぞれの契約から共済金を重ねてお支払いすることはありません）。

詐欺・強迫行為を行ったときは、契約が取り消されることがあります。支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払います。また、すでに共済金を支払っていたときは、返還していただきます。※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。**契約の解除について** 次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。1. 共済金受取人が、共済金請求および受取の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき 2. 契約者、被共済者または死亡共済金受取人（個人賠償プラスは、損害賠償請求権を有する被共済者または共済金を受け取るべき人。以下同じです）が、共済金を支払ったことを目的として、支払事由を発生させ、または発生させたこととしたとき 3. 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、共済金の勢力が「に該当すると認められること、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係や」を有していると認められるとき ※「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）を含みます。以下同じです。 ※暴力団員構成関係、暴力団員関係その他の反社会的勢力をいいます。 ※「反社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人であるとき、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。4. 他の契約との重複によって、被共済者にかかる共済金等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします）の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき 5. **前記1～4**、までのいずれかに該当する場合、当会との提携関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不当と判断したとき 6. 契約者は被共済者（個人賠償プラスは、主たる被共済者）が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたと※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払います。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。※**前記3**、の事由のみに該当した場合で、該当した方が一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

詐欺・強迫行為を行ったときは、契約が取り消されることがあります。支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払います。また、すでに共済金を支払っていたときは、返還していただきます。※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。**契約の解除について** 次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。1. 共済金受取人が、共済金請求および受取の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき 2. 契約者、被共済者または死亡共済金受取人（個人賠償プラスは、損害賠償請求権を有する被共済者または共済金を受け取るべき人。以下同じです）が、共済金を支払ったことを目的として、支払事由を発生させ、または発生させたこととしたとき 3. 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、共済金の勢力が「に該当すると認められること、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係や」を有していると認められるとき ※「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）を含みます。以下同じです。 ※暴力団員構成関係、暴力団員関係その他の反社会的勢力をいいます。 ※「反社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人であるとき、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。4. 他の契約との重複によって、被共済者にかかる共済金等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします）の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき 5. **前記1～4**、までのいずれかに該当する場合、当会との提携関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不当と判断したとき 6. 契約者は被共済者（個人賠償プラスは、主たる被共済者）が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたと※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払います。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。※**前記3**、の事由のみに該当した場合で、該当した方が一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

契約の無効について 次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。1. 被共済者が発効日にすでに死亡していたとき 2. 被共済者が発効日または更新日に**「被共済者になることができる方」**の範囲外であったとき 3. 共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分に対応するタイプ 4. 申し込みの際、被共済者の同意を得ていなかったとき 5. 契約者の意思によらず契約の申し込みがされたとき 6. 同じタイプに複数加入していたときは、その超えた部分に対応するタイプ 7. 契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をしたとき 8. 基本となるタイプが契約の発効日よりまたは更新日において無効であったときがん保障プラス、個人賠償プラス 9. 被共済者本人によって終身生命共済ならびに個人長期生命共済の事業規約にもとづく先進医療特約を締結している企業に新たに先進医療特約の締結をしたときの当該特約※すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。※無効の場合、掛金の全部または一部を契約者にお返しします（7.の2を除く）。

詐欺・強迫行為を行ったときは、契約が取り消されることがあります。支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払います。また、すでに共済金を支払っていたときは、返還していただきます。※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。**契約の解除について** 次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。1. 共済金受取人が、共済金請求および受取の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき 2. 契約者、被共済者または死亡共済金受取人（個人賠償プラスは、損害賠償請求権を有する被共済者または共済金を受け取るべき人。以下同じです）が、共済金を支払ったことを目的として、支払事由を発生させ、または発生させたこととしたとき 3. 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、共済金の勢力が「に該当すると認められること、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係や」を有していると認められるとき ※「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）を含みます。以下同じです。 ※暴力団員構成関係、暴力団員関係その他の反社会的勢力をいいます。 ※「反社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人であるとき、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。4. 他の契約との重複によって、被共済者にかかる共済金等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします）の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき 5. **前記1～4**、までのいずれかに該当する場合、当会との提携関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不当と判断したとき 6. 契約者は被共済者（個人賠償プラスは、主たる被共済者）が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたと※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払います。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。※**前記3**、の事由のみに該当した場合で、該当した方が一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

希望の保障額

■見積もりする保障内容（※をつけてください）

火災 風水害・地震等（建物被害・火災被害） 類焼 賠償

■柱がない特約壁工法建築（2×4建物）を含みます。

■共同住宅以外の場合や、昭和34年以前建築の地上4階建て以上の住宅である場合は、こくみん共済 coop までお問い合わせください。■耐火建築物が不明な場合は、建築確認申請書、住居費、耐火保険証券などをご確認いただけます。

■最高保障額（おすすめプラン）でのお見積もり

■指定した保障額での見積もりを希望する

特約

■日常生活の法律上の賠償責任に備えたい

■（借家・賃貸の方）大家さんへの賠償責任に備えたい

■日常生活的に下記のエコ設備のいずれかが該当しますか？

オール電化住宅の電気設備/効率的冷暖房システム（エコキュート）/太陽光発電システム/家庭用ガスコージェネレーションシステム（例 エコウィル）/熱回収型給湯器（例 エコジョー）/家庭用太陽電池（例 エネファーム）/高効率石油給湯器（例 エコフィール）

■耐火建築物

■耐火火災建築物・省令準耐火建物

■該当なし

■わからない（不明）

■月払い

■年払い

※上記で「エコ設備あり」を選択された方は「年払い」のみに なります。

■希望の掛金払込方法

■希望の掛金払込方法

■希望の掛金払込方法

■希望の掛金払込方法

■希望の掛金払込方法

■希望の掛金払込方法

■希望の掛金払込方法

■希望の掛金払込方法

■希望の掛金払込方法

■希望の掛金払込方法

■希望の掛金払込方法

■希望の掛金払込方法

■希望の掛金払込方法

■希望の掛金払込方法

■希望の掛金払込方法

■希望の掛金払込方法

■希望の掛金払込方法

■希望の掛金払込方法

■希望の掛金払込方法

■希望の掛金払込方法

■希望の掛金払込方法

■希望の掛金払込方法

■希望の掛金払込方法

■希望の掛金払込方法

■希望の掛金払込方法

■希望の掛金払込方法